

(別紙)

第1 移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 移住支援金の交付に関する報告及び調査について、山鹿市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 次の場合には、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の申請その他不正の行為により移住支援金の交付を受けたことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満で山鹿市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 熊本県から起業支援金の交付の決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に山鹿市以外の市区町村に転出した場合：半額

第2 移住支援金の交付に係る個人情報の取扱い

山鹿市は、移住支援金の交付に係る事務の実施に際して得た個人情報について、山鹿市個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、当該事務の実施のために利用します。

山鹿市は、当該個人情報について、都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

山鹿市は、移住支援金の交付要件の該当の有無の調査のため、就労状況及び居住状況について、就業先の企業に確認する場合があります。